

## 第3章

心豊かに安心して暮らせるまちづくり  
(健康・福祉の充実)

## めざす方向

安心と安全のネットワークで築く、生きがいのある暮らしの実現

1. 地域医療サービス体制の整備
2. 保健・福祉ネットワークの確立
3. 子ども・子育て支援の充実
4. 支えあうセーフティネットの構築（社会的包摂の推進）
5. 多様なコミュニティの活動支援

## 1 地域医療サービス体制の整備

## 現況と課題

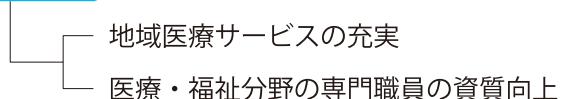
## 医療の現況

全国の地方都市と同じように、青森県でも大きな課題となっているのが医師不足です。県では奨学金制度や弘前大学に県人枠を設ける等、医師確保の努力をしていますが、医師の充足率は低いままとなっています。

本町の医療施設は、内科2、婦人科1、歯科5の8診療所、そして、中部上北広域事業組合組織の病院として公立七戸病院があり、9医療施設により地域住民の医療の確保を図っていますが、特定診療科目については、医師不足のため、十和田市をはじめとする他市町の医療機関に通院しなければならない状況となっています。

町民が安心して医療を受けられるよう、公立七戸病院の医療施設の充実と医師確保のための施策が必要です。

## 施策の体系



## (1) 地域医療サービスの充実

- ①医療ニーズに合わせ、地域住民への包括的医療の提供と、専門医療機関と連携した対応を図るため、公立七戸病院の機能充実を支援します。
- ②休日夜間急病診療所、在宅当番医、救命救急センター等との連携を強化し、救急医療体制の充実を図ります。
- ③疾病の早期治療につなげるため、住民が健診を受診しやすい体制を構築します。

## (2) 医療・福祉分野の専門職員の資質向上

- ①多様化する医療・福祉サービスニーズに対応するため、専門職員養成機関の設置を検討します。

- ②サービス提供事業所の職員研修等、各種研修会の充実を促進し、保健・医療・福祉専門職員の資質向上を図ります。
- ③専門職員の適切な配置により、効率的なサービス提供を図ります。



総合健診

III

基本計画

\*スクリーニング  
選別、絞り込みの意。  
生活の援助や治療が必要な個人を早く見つけ出すため、本格的な診断や治療の前に、一定の条件で異常を識別するために行う検査。

## 2 保健・福祉ネットワークの確立

### 現況と課題

#### 保健と福祉体制の現況

少子高齢化、核家族化等の社会環境の複雑化により、生活習慣に起因するがん、心臓病、糖尿病等の健康課題を抱える町民が増えています。

生活習慣病予防対策として、平成20年度から特定健診と併せて特定保健指導を実施し、働き盛り世代の受診向上のため、日曜健診を実施しています。

また、壮年期男性・高齢期女性の自殺率が高い傾向にあることから、対象を絞った講演会の開催に加え、保健師が各地区に直接出向き、自殺予防の啓発活動を推進しています。引き続き、壮年期・高齢期を対象としたこころの健診を実施し、\*スクリーニングの結果をふまえ、自殺防止対策を実施していく必要があります。

#### 高齢者福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は、増加傾向にあり、合併時の平成17年3月には高齢化率25.95%であったものが平成27年3月には34.64%と増加しています。この現象は今後も続くものと思われます。

平成12年度から始まった介護保険制度の施行により、これまで第1期から第6期までの介護保険事業計画・老人福祉計画を策定し介護保険事業を実施していますが、要支援及び要介護認定者数も増加傾向にあり、介護給付費も年々増加することが推測されるため、介護予防対策も必要となっています。

そこで、平成18年の介護保険法の改正に伴い、本町においても地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から「地域包括支援センター」を設置し、介護予防を推進しています。

このなかで、高齢者福祉に関する事業を積極的に推進し充実を図ってきましたが、住み慣れた地域で最期まで安心して過ごすことができるまちづくりを推進し、地域みんなで支え合う心豊かな福祉社会の実現のため、高齢者福祉サービスの一層の充実が求められています。

#### 障がい者福祉

本町の障がい者は、3障害（知的・身体・精神）あわせて、平成27年4月現在で1,028名（障害者手帳等交付件数）となっており、そのうち65歳以上の高齢者が658人と64%を占めています。

障がい者福祉施策として、平成25年4月に施行された障がい者総合支援法により、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を支援する、高齢者福祉対策と有機的に連携してその対策にあたっています。

また、社会参加の一環として、就労を希望する障がい者が増加傾向にあることから、就労に関する情報提供、就労支援等について対策を講じる必要があります。

## 施策の体系

- 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備
- 地域包括ケアの機能充実とネットワークの整備
- 介護サービスの充実と地域の協力体制の整備
- 高齢者・障がい者の自立支援
- 高齢者・障がい者等の総合支援拠点の整備

### (1) 保健・福祉と医療をつなぐネットワークの整備

- ①公立病院、個人医院・診療所を活用した保健・医療・福祉の一体的なサービス提供を推進し、住民と行政が一体となった健康管理体制を構築します。
- ②疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種健診の受診率向上と住民の健康づくり事業を推進します。
- ③生活習慣病予防のため、特定健診の受診率向上に努めます。
- ④保健・医療・福祉の包括ケアシステムの構築を推進します。
- ⑤保健師、社会福祉士、介護支援専門員の適正配置及び増員を図り、在宅保健福祉サービスの向上に努めます。
- ⑥健康づくりにおける、地域と行政のパイプ役として活動している保健協力員の活動を支援します。

### (2) 地域包括ケアの機能充実とネットワークの整備

- ①地域における多様な社会資源のネットワーク化を図ります。
- ②地域包括支援センターを拠点として、高齢者の総合相談、権利擁護、ケアマネジメント等を行い、高齢者福祉の増進を包括的に支援する体制の構築に努めます。
- ③地域包括支援センターを拠点として、在宅医療と介護の連携強化、認知症施策の推進に努めます。
- ④保健センターを拠点として、総合的な保健サービスを提供し、各種相談窓口の充実を図ります。
- ⑤地域住民や関係機関との情報共有により見守り体制を強化し、高齢者の孤立を防ぎ、孤独死や自殺の防止に努めます。
- ⑥地域ケア会議において、保健・医療・福祉関係者の連携により、地域のニーズや社会資源を把握し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

### (3) 介護サービスの充実と地域の協力体制の整備

- ①住民と行政が一体となった介護福祉の実現に努めます。
- ②小規模多機能型居宅介護の支援等、施設介護サービス基盤の充実を図ります。
- ③地域ケア会議を活用し、高齢者に対する支援の充実と、高齢者を支える社

会基盤の整備に努めます。

- ④地域住民や関係機関との情報共有により見守り体制を強化し、高齢者の孤立を防ぎ、孤独死や自殺の防止に努めます。(再掲)
- ⑤多様化している利用者の要望に対応するため、介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスの体制づくりに努めます。

#### (4) 高齢者・障がい者の自立支援

- ①障がい者の就労、交流等、社会参加の場の整備・拡充を図るため、給付費制度の活用を支援します。
- ②高齢者・障がい者の生涯学習活動を支援するとともに、高齢者が社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につながる社会参加を支援します。
- ③高齢者・障がい者のボランティア活動への参加を促進します。
- ④シルバー人材センターの活動及び人材活用を支援します。
- ⑤高齢者・障がい者等の就労に関する相談窓口の充実、情報提供に努めます。
- ⑥高齢者・障がい者等の就労機会拡大のため、事業所等への喚起に努めます。

#### (5) 高齢者・障がい者等の総合支援拠点の整備

- ①各福祉施設の機能を活かして、住民に使いやすい総合支援拠点の整備を目指します。
- ②高齢者福祉との有機的連携を強化し、障がい者の高齢化に対応した障がい者福祉の総合支援の充実を図ります。
- ③住民による福祉活動の拠点確保のため、既存の公共施設の有効活用を促進します。

### 3 子ども・子育て支援の充実

#### 現況と課題

##### 子ども・子育て支援の現況

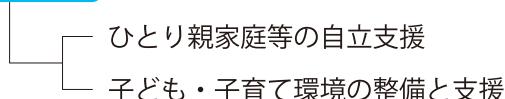
母子保健については、妊婦及び乳幼児に対する各種健診を実施するとともにハイリスク妊娠婦・新生児訪問など、きめ細やかな保健指導により、子育ての不安や悩みの解消を図っています。また、育児環境、基本的生活習慣、子どもの発達、自身のこころの病等、多様な課題を抱えている保護者への支援を、こども園、保育園、幼稚園、小学校などの関係機関との連携による支援体制を構築しています。

本町の教育・保育施設は、平成27年4月現在、幼保連携型認定こども園が5か所、保育園が1か所設置されています。

3歳未満児の保育利用率は74.7%、3～5歳児の教育・保育利用率は95.7%となっています。本町の場合、希望しても利用できない「待機」児童はいないため、現在の施設において必要な事業量は確保されています。

今後も少子化傾向は続くことが確実視されていることから、幼保連携型認定こども園及び保育園の規模の適正化と教育・保育の質的改善を総合的に検討していくとともに、少子化対策事業に積極的に取り組んでいかなければなりません。

#### 施策の体系



##### (1) ひとり親家庭等の自立支援

- ①母子寡婦福祉会の活動を支援します。
- ②カウンセリングの充実等、子育てや日常生活に関する相談窓口の充実を図ります。
- ③各種助成制度や貸付制度、医療費支援等の充実を図ります。
- ④子育てサークル等交流活動への参加を促し、地域でサポートする体制整備を図ります。

##### (2) 子ども・子育て環境の整備と支援

- ①認定こども園への移行をはじめ、特定教育・保育施設の適正配置を進めます。
- ②延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育等、保育サービスの充実を図ります。
- ③地域子育て支援センターの機能充実を推進します。
- ④保育事故防止のため、遊具の保守点検等、保育施設の安全確保を推進します。
- ⑤小学生が放課後を安全に過ごすための学童保育環境を整備します。

※社会的包摶

社会的排除の反対語  
(ソーシャル インクルージョン)。病気や貧困等、生活にさまざまな困難を抱えた人を排除しないで包み込もうという考え方。さらには、そういう人たちを地域社会で孤立させないよう心を配る活動。

## 4 支えあうセーフティネットの構築(※社会的包摶の推進)

### 現況と課題

#### 生活困窮者支援の現況

これまでの困りごとの相談は、障がい、年金、DV、介護、労働、病気等、対象者が「制度の縦割り」により明確に線引きされていました。そのため、支援する部署も縦割りとなっており、支援を受ける人も支援する人も、専門家の育成も、個々の専門分野に分かれて行われていました。

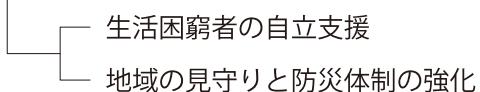
しかし、困りごとは複数絡み合うことが多く、一つの窓口だけでは解決できない例が増えてきたことから、領域や専門分野の壁を取り払った「ワンストップ」型の相談窓口を設置する必要が生まれてきました。

そこで困難を抱えた人たちを総合的・包括的に支援するため、平成27年4月、「生活困窮者自立支援法」がスタートしました。

本町においても、一人でも多くの生活困窮者の生活が改善されるよう、取り組む必要があります。

本町の生活保護世帯は約203世帯となっていますが、高齢化の進展に伴い増加することが予想されます。今後は地域の支援者によるカウンセリング機能の向上を図り、きめ細かく対応していく必要があります。

### 施策の体系



#### (1) 生活困窮者の自立支援

①低所得、ひとり親、介護の悩み等、ワンストップ相談窓口の整備を推進します。

#### (2) 地域の見守りと防災体制の強化

①地域の要援護者の安否確認等を行う地域見守りネットワークの構築と活動を支援します。(再掲)  
②道の駅・新幹線駅周辺を防災の情報発信の核として機能の充実を図ります。

## 5 多様なコミュニティの活動支援

### 現況と課題

#### コミュニティ活動の現況

現在、本町には町内会、自治会等<sup>\*</sup>コミュニティ組織が52団体あり、それぞれが活発に活動しています。

今後とも地域住民相互の連帯感を強め、支え合い助け合うため、コミュニティ組織を再編、再構築し、活性化する必要があります。また、社会福祉協議会と連携したボランティアの育成・支援も必要となっています。

一人暮らし老人の生活支援、地域の防犯・防災活動、青少年の健全育成、環境美化活動等、活動は多様となっており、これらを担う地域コミュニティ活動やボランティア活動のリーダー育成は急務となっています。さらに、それらを支援する組織の充実が必要です。活動の中から生まれた<sup>\*</sup>コミュニティビジネスや<sup>\*</sup>NPO活動の支援も必要です。

それらの活動や地域住民の自発的な学習活動等の展開拠点となる、総合的施設の整備も求められています。

### 施策の体系

- └ ボランティア活動の支援
- └ 活動拠点の整備と利活用促進
- └ 住民参加の活動支援

#### (1) ボランティア活動の支援

- ①ボランティア活動の組織化を支援します。
- ②ボランティア活動のリーダー育成を支援します。
- ③ボランティア情報の収集と提供を図ります。
- ④社会福祉協議会との連携を支援します。
- ⑤小・中学生の学校でのボランティア活動を支援します。

#### (2) 活動拠点の整備と利活用促進

- ①コミュニティ団体やボランティア団体の活動拠点となる施設の充実を図ります。
- ②コミュニティ施設を利用する団体相互の情報交換や交流を促進します。

#### (3) 住民参加の活動支援

- ①住民のニーズに沿って公園や緑地等、公共空間の整備を推進します。
- ②公共施設や地域の緑化を推進し、緑あふれる町並みの形成に努めます。
- ③緑化や美化活動を地域住民と協働で推進します。

※コミュニティ  
地域社会のなかの小さなまとまり。町内会等、住民の集まりをいう。

※コミュニティビジネス  
地域（コミュニティ）のニーズや課題をビジネス機会と捉えて起こす事業。子育て支援や一人暮らし高齢者支援等、事業を通じて地域社会に貢献するビジネス。

※NPO  
民間の非営利活動。利益を目的としない公益性の高い活動をする団体。

III

基本  
計  
画